

兵庫県選啓軟式野球連盟

公式競技規則

1. 連盟に登録された選手および審判員は、常に自己の技術向上に努力するとともに、連盟公式競技規則に精通すること。
2. リーグ戦における安心・安全を図るため適切な対策を講じるものとし、特に熱中症対策およびコロナショックについて別紙1に、また落雷事故防止対策については別紙2による。
3. 試合は7回戦とし、延長戦は行わない。ただし、時間制限を設定し、100分を経過した場合は新しい回に入らない。時間制限の規定は別紙3による。
4. 同点の場合は引き分けとし、両チームに0.5勝を与える。
5. 5回以降7点以上の得点差が生じた場合はコールドゲームとする。
ただし、100分を経過した場合は5回以前であってもコールドゲームとする。
また、降雨等により審判員が試合続行不可能と判断し、5回終了または100分経過した場合は試合成立とする。
6. 雨天中止の場合は、ホームチームから対戦チームおよび審判担当チームの責任者にその旨を連絡する。
7. ダッグアウトはホームチームが1塁側、ビジターチームは3塁側とし、ビジターチームの先攻とする。
8. バッテリー間は16.3m、各塁間は25.0mとする。また、ベースは固定式とする。
9. 公式戦・交流戦とも、EDH制を採用可能とする。EDH制の規定は別紙4による。
10. 申告故意四球の規定を適用する。
11. 打者が頭部等に死球を受けた場合または打者走者が守備選手と衝突負傷した場合に限り臨時代走を認める。自己負傷した選手に代走を出す場合は選手交代となる。
臨時代走者は、当該選手の前位の者で投手と捕手を除くものとする。
12. 試合球はホームチームが提供し、選歴リーグはケンコムM号ボール、古希リーグおよび喜寿リーグはワルエスM号ボールとする。
審判道具は審判担当チームが用意する。
13. 背番号は監督30番、主将10番とする。ただし、喜寿リーグの監督・主将は他の背番号も認める。
14. 同チームの選手は同色、同形、同意匠のユニフォームとする。ただし、ズボンの裾は自由とする。
15. 喜寿リーグは連盟の指定チームで構成されており、各自所属チームのユニフォームの着用を可能とし背番号の重複も認めるが、試合中の混乱を避けるため帽子のみ統一すること。

16. スパイクシューズの色およびデザインは自由とし、チームで統一しなくても構わない。
ただし、金具付きスパイクシューズの使用は禁止する。また、試合出場選手のトレーニングシューズは使用禁止とする。
17. バットは、J S B B (全日本軟式野球連盟)印のものを使用すること。また、木製バットは改造・変造・加工したものは使用禁止とする。
18. 打者、走者、ベースコーチのヘルメットの着用を義務付ける。
19. 捕手は危険防止上、マスク・捕手用ヘルメット・プロテクター・レガースの着用を義務付ける。フアウルカッチャは着用が望ましい。
20. 攻守交代時の投手の投球練習を補佐する選手は、危険防止のためマスク着用を義務付ける。
21. 使用可能なグラブは、捕手：キャッチャーミット・フアーストミット・グラブ、一塁手：フアーストミット・グラブ、その他の野手：グラブとする。ただし、捕手は安全上キャッチャーミットの使用が望ましい。
22. 投手のグラブは2色まで認めるが、白色・灰色は使用禁止とする。
23. サンングラスの使用は認める。ただし、ミラーレンズは投手・野手とも禁止する。
24. 投手の保護メガネ(エーグル)およびフェイスマスクの着用を認める。
25. 投手の練習球は、初回及び投手交代時は7球、以降は3球とする。ただし、球審は投手の緊急登板や寒冷時等必要と認めた場合は投球数を増やすことができる。
なお、給水タイム及びトイレタイム再開時は、7球とする。
26. リーグ戦においては、試合時間短縮の徹底を図る。
 - ① ボール回しは、各回の初めのみとする。
 - ② 投手は投球後、捕手の返球を受けたら直ちにサインを見て投球する。
 - ③ 捕手は捕球後、キャッチャーボックス付近から速やかに投手に返球する。
 - ④ 打者はバッターボックスからサインを見る。みだりにボックスから出ない。
 - ⑤ 捕手の防具装着は、周りの選手が手伝い速やかに行う。
 - ⑥ 攻守交代はできる限りかけ足で行い、審判員による追い出しを必ず行う。
 - ⑦ 攻守交代時、最後のボール保持者は投手板にボールを置いてベンチに戻る。
 - ⑧ 公式戦と交流戦の間隔時間は、10分～15分を目標とする。
27. 試合中のタイムは、守備で3回、攻撃で3回までとする。ただし、投手交代は除く。
上記のタイムが取られた場合、球審はタイム回数を当該チームの監督に通告する。
守備側からのタイム中は、投手は捕手を相手に投球練習をしてはならない。
試合中、意図的にスパイクの紐を結び直すためのタイムは認めない。
タイムは1分以内とする。ただし、審判員が認めた場合はこの限りではない。
28. 両チームは試合前に先発メンバー表を公式戦は3部、交流戦は2部を、控え選手名簿を添えて審判員に提出する。

29. 球場使用料および公式戦の審判員手当（4名体制は6,000円、6月～9月の夏季5名体制は7,500円）はホームチームが負担する。
30. 各リーグの順位は最終勝率により決定するものとする。
最終勝率が同率の場合は①直接対戦の勝ち負け②当該カードがタイの場合は得失点差③公式戦全試合の得失点差の順で最終順位を決定するものとする。
31. 古希リーグは、東西リーグの首位同士による総合優勝決定戦により1位・2位を決定するものとする。総合優勝決定戦の試合要項は別添5による。
- 3位以下の総合順位については、前30項による最終勝率・各リーグの順位・昨年度の総合順位の順とする。
32. 審判は4人制とする。不測の事態を考慮し、控え審判1名の帯同が望ましい。
ただし、6月～9月の猛暑月においては控え審判員1名の帯同を義務付ける。
33. 審判員は試合開始にあたり球場の状況を確認し、グラウンド内に器具が置かれていたりフアンゾーンやベンチが狭い等、処置が必要と判断した場合は、試合結果に影響を与えない範囲でローカルルールを定めることができる。この場合、両チームへ試合開始前にローカルルールの内容を説明する。
34. 審判員は試合前に使用道具の点検と確認を行う。
35. 審判員は試合前に公認ロジック（ホームチームが用意）の有無を確認する。
36. 2塁塁審はランナー無しおよびランナー3塁の場合以外は、走塁線上の内側に位置する。
37. 審判員の服装（上着・スボン・帽子）は連盟指定のものとし統一する。
38. 交流戦の審判員も登録審判員が務め、服装も規定のものとする。ただし、交流戦塁審の服装は選手交代等、チーム事情によりやむを得ない場合は、帽子のみ審判用帽子とする。
39. 審判員に対する抗議は監督（不在の場合は届け出た監督代理または主将）のみとする。
40. 審判員及び相手チームに対する野次は禁止する。特に執拗かつ卑劣な野次、暴言、侮辱行為があれば、審判員は該当者をその場で退場処分とすることができる。
41. 審判員がラフプレーと認めた場合は、アラトの宣告あるいは退場処分とすることができる。
42. 退場処分を受けた監督または選手は速やかに球場から退出するものとし、再出場は連盟審査担当者会議の決定に従うものとする。
43. 暴力行為を行った者には、本連盟から永久追放処分を科すこととする。
44. 不正出場選手が発覚した場合、当該選手は以降の試合出場を停止し、チームへの処分は後日連盟審査担当者会議で決定する。
45. 42, 43, 44項に該当するチームにあっては、連盟宛てに始末書を提出するものとする。
46. 試合中の事故・トラブルや試合進行に支障をきたす行為があった場合、公式戦においては審判員が、交流戦においてはホームゲーム責任者が当日中に連盟審判長または連盟事務局長まで報告すること。

◎本競技規則は公認野球規則・全軟連規則に準拠する。

◎本競技規則は平成22年5月25日に一部改正し、平成22年7月1日から適用する。	
◎平成22年11月19日 一部改正	◎平成24年2月13日 一部改正
◎平成25年1月18日 一部改正	◎平成25年8月2日 一部改正
◎平成26年1月24日 一部改正	◎平成28年1月29日 一部改正
◎平成29年2月2日 一部改正	◎平成30年12月6日 一部改正
◎平成31年4月27日 一部改正	◎令和元年12月12日 一部改正
◎令和2年2月3日 一部改正	◎令和3年12月9日 一部改正
◎令和4年2月4日 一部改正	◎令和4年8月26日 一部改正
◎令和5年1月20日 一部改正	◎令和6年4月26日 一部改正
◎令和7年1月24日 一部改正	◎令和7年4月25日 一部改正
◎令和8年1月30日 一部改正	

リーグ戦の安心・安全に関する申し合わせについて

- 1、猛暑日における熱中症対策について
 - (1) 熱中症特別警戒アラート（暑さ指数WBGTが35に達する場合）が発表された場合は、リーグ戦は中止し、雨天順延扱いとする。
熱中症特別警戒アラートは予測対象日の前日14時に環境省から発表され、同省のホームページや兵庫県ホームページで確認出来るため、気象予報を注視し早めに判断して対処する。
 - (2) 熱中症警戒アラート（暑さ指数WBGTが33に達する場合）が発表された場合は、試合は行うが試合時の給水タイムは、3回・5回に各5分ずつ設け、イニングの間もこまめに水分補給を行う等の対策を講ずると共に、活動時間の短縮等も考慮する。
熱中症警戒アラートは予測対象日の前日17時又は当日7時に環境省から発表され、同省のホームページや兵庫県のホームページで確認出来る。
 - (3) 交流戦においては、より気温上昇の時間帯となるため、暑さにより試合の実施や継続が困難と判断される場合は、両チーム監督及び審判員が協議の上、試合中止又は試合途中での終了を可能とする。
 - (4) 審判員は給水タイム以外でも適宜給水を行い、冷却剤やタオルをグラウンド内の隅に置く等、対策を十分に行う。特に球審は水分補給に十分留意すること。
なお、猛暑時の試合では審判員の健康面を考慮して、同監督の承諾を得て試合中に審判員の交代が認められている。現規定では、6月～9月の試合時は審判員5人体制となっている。
 - (5) 夏季リーグ戦休止期間中の各チームの活動については、上記試合時における対策を参考に、チームの判断においては無理をせず、活動する場合でも午前中の短い時間のみとする等、十分な配慮をお願いしたい。(7月第3週～9月第1週)

2、試合中のケガ防止対策について

- (1) コリジョンルール（衝突防止）の適用は審判員の判定が全てであり、プレーを適切な位置から注視し厳格に適用すること。
 - ① 本塁上のタッグプレー時の捕手の位置：本塁をまたがず前で待つ
 - ② 打者走者に対する1塁手の位置：塁上で待たない
 - ③ 2盗・3盗時の内野手のベース付近での位置：走路で待たない

落雷事故防止対策について

スポーツ中の落雷事故は一定の頻度で発生しています。落雷そのものを防ぐことは出来ませんが、適切な対応をとることで落雷事故は防ぐことが可能です。
安全を最優先に考え、落雷の予兆を感じた際には本ガイドラインにより、適切な行動をとるようお願い致します。

1 事前の気象情報の確認及び対応

- (1) 練習や試合前に天気予報や電子報アラート（※雷ナウキャスト）を活用し、天候を確認する。
- (2) 雷注意報が発表され、活動予定地から半径20km圏内に雷ナウキャストによる活動度2以上の雷活動がある場合は、落雷の可能性が高いと判断されるため、活動を中止する。

※雷ナウキャストについて

・気象庁が提供している雷活動の予測情報サービスで、雷の活動状況を活動度1～4の4段階で示す。

雷活動度	雷の状況
4 (紫色)	激しい雷 落雷が多数発生している。
3 (赤色)	やや激しい雷 落雷がある。
2 (オレンジ色)	雷あり 雷光が見えたり雷鳴が聞こえる。 落雷の可能性が高くなっている。
1 (黄色)	雷可能性あり 現在は雷は発生していないが、今後落雷の可能性がある。

2 活動中に雷の兆候が見られた場合の対応

- (1) 雷注意報が発表され、現在地から半径20km圏内に雷ナウキャストによる活動度2以上の雷活動がある場合は、落雷の可能性が高いと判断されるため、活動を中断し安全な場所へ避難する。避難に時間がかかる場合は、活動度1の段階から早めの対応を心掛ける。

(2) 目視・音による雷の兆候

- ① 積乱雲（入道雲・モモココとした雲）が発生し、みるみるうちに大きくなる。
 - ② 黒い雲が近づき周囲が暗くなる。
 - ③ 急に冷たい風が吹いてくる。
 - ④ 雷光（稲光）が見え、雷鳴が聞こえる。
- ※：①の兆候が確認された場合は、雷ナウキャスト等の気象情報を確認する。
※：②～④の兆候が確認された場合は、直ちに活動を中断し、安全な場所に避難をする。

3 避難場所について

- (1)安全な避難場所
①自動車等の乗り物の内部
②鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建物の内部
③本格的な木造建物の内部
- (2)危険な避難場所
①屋根と柱だけで壁のない建物（避雷設備のないおまき屋等）
②テント、屋根付きベンチ
③樹木

4 屋外で安全な避難場所がない場合

- (1)屋外で安全な避難場所がない場合は、一時的に下記の場所に避難し、車両等で速やかに迎えに来てもらう。
①コンクリート電柱や鉄塔等の高さ5m以上の構造物から4m以上離れ、低い姿勢を保つ。
②電線の真下に入る。

5 活動再開の判断基準

- (1)下記の2つの条件を両方とも満たすまでは活動の再開はしない。
①雷ナウキヤストで現在地から半径20km圏内に活動度2以上の雷活動がないことが確認される。
②雷鳴または雷光が最後に確認されてから30分以上経過している。

6 雷に打たれた場合の対応

- (1)雷に打たれた場合、「心臓停止」「やけど」「鼓膜が破れる」「意識障害」などの症状が想定される。この場合、直ちに救急車を呼び、落雷被害者を安全な場所へ移し、「心臓停止」の場合は、救急車が到着するまでの間、心肺蘇生法とAED等により応急処置を行う。
「やけど」の場合は、患部に冷水・水道水を注いで痛みが取れるまで冷やす等の応急処置を行う。

7 活動の中断及び再開の判断

- (1)リーグ戦実施中に対応すべき雷の兆候が見られた場合は、担当審判員と両チーム監督の協議により直ちに試合を中断し、上記5の再開判断基準を満たすまでは再開しないこと。
(2)練習及び練習試合の場合は、チーム責任者が基準に基づき判断すること。

1. 基本ルール

- (1)試合は7回戦とする。ただし、時間制限を設定し100分（1時間40分）を経過した場合は、新しいイニングに入らない。
(2)コールドゲームは5回以降7点差以上の場合に適用する。ただし、100分を経過した場合は、5回以前であってもコールドゲームとする。
(3)降雨等により審判員が試合続行不可能と判断し、5回終了または100分経過した場合は、試合成立とする。不成立の場合はノーゲームとする。

2. ルール運営上の取扱い

- (1)試合時間の計測及び管理は、審判員が行う。
① 試合時間の計測は、球審の「プレーボール」宣言から始まり、最終回の最後のプレーのコールまで、または、100分経過時の最終打者の終了時点とする。ただし、コールドゲームは成立時点までとする。
② 試合時間の計測は、公式戦は2塁塁審または控え審判が行い、交流戦は球審の管理のもとでホームチームのベンチが行う。
③ 計測はストップウォッチまたはタイマー等の計器により行う。
④ 1回表終了時に、試合開始時刻を両チームに通告する。
※ 公式戦： 2塁塁審または控え審判から球審へ、球審から両チームへ告げる。
※ 交流戦： ホームチームベンチから球審へ、球審から両チームへ告げる。
⑤ 制限時間に達した時は、その旨を両チームに通告する。
※ 公式戦： 2塁塁審または控え審判から球審へ、球審から両チームへ告げる。
※ 交流戦： ホームチームベンチから球審へ、球審から両チームへ告げる。
⑥ 試合途中における時間経過の把握は各チームで行い、審判員はその間合せに対応しない。
(2) 試合が中断した場合（ロスタイム）
① 試合がケガ等やむを得ない事情により中断した場合は、審判員は中断時間を計測し試合時間から除外する。中断の判断は審判員の判断によるものとし、異議を申し出ないこと。
3. その他
① 審判員の夏場の給水タイム（5分）及び、冬場のトイレタイム（5分）は、試合時間から除外する。
② 試合の公正を期すため、意図的な遅延行為を厳禁とする。

4. 試合時間の判断について

① ケース 1 A(表チーム)がリードの5回表に100分が経過した場合(攻撃中または終了時)

チーム	1	2	3	4	5	6	7	計
A	2	3	2	0	2			9
B	3	2	2	0				7

※ 判断 5回裏完了まで行う。

② ケース 2 同点で5回表に100分が経過した場合(攻撃中または終了時)

チーム	1	2	3	4	5	6	7	計
A	2	3	2	0	0			7
B	3	2	2	0				7

※ 判断 5回裏完了まで行う。

③ ケース 3 同点で5回裏攻撃中に100分が経過した場合

チーム	1	2	3	4	5	6	7	計
A	2	3	2	0	2			9
B	3	2	2	1	3			9

※ 判断 5回裏完了まで行う。

100分経過時、既に得点があればその時の打者が打撃を完了し、Bチームの勝利となる。

④ ケース 4 B(裏チーム)がリードの5回裏攻撃中に100分が経過した場合

チーム	1	2	3	4	5	6	7	計
A	2	3	2	0	1			8
B	3	2	2	2	3			10

※ 判断 100分を経過した時点でBチームの勝利となるが、その時の打者が打撃を完了して試合終了とする。
この場合、5回裏に得点があれば加算する。

⑤ ケース 5 B(裏チーム)がリードの5回表攻撃中に100分が経過した場合

※ 判断 5回表を完了させ、その時点の得点差で5回裏まで行うか判断する。

⑥ ケース 6 得点状況に関わらず、5回裏終了時点で残り時間がわずかの場合

※ 判断 100分を経過していないので6回へ進む。
この場合、審判員は6回が最終回になることを両チームに通告する。

公式競技規則 別紙 4

EDH 制

10人打者制の指名打者制度は、一般の指名打者(略称DH)と区別するため、特別指名打者(略称EDH)と称することとする。

(注) DH : Designated Hitter
EDH : Exceptional Designated Hitter

- ① リーズ戦に、EDH制を採用する。
- ② EDHは、打撃のみを行う競技者で、9人の守備要員に1人を加え10人制で行う。但し、交流戦および春季リーグはEDHを2人(11人制)まで認める。
- ③ EDHで出場した者は守備につくことはできない。
- ④ EDHの打順に制約はないが、その打順に入った打者は試合終了まで打撃のみを行う。
- ⑤ EDHに代えて代打、代走を使ってもよいが、EDHに代わった打者(または走者)は、以後EDHとなる。選いたEDHは、他の選手と代わって守備につくなど再び試合に出場はできない。
- ⑥ 試合開始前に交換された打順表に記載されたEDHは、相手チームの先発投手に対して、少なくとも一度は、打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
- ⑦ チームは必ずしもEDHを指名しなくともよいが、試合前(メンバー交換時)に指名しなかったときは、その試合でEDHを使うことはできない。一方、EDHを採用するチームは、打順表の守備欄にEDHと記し、メンバー表を提出する。EDHを採用したチームは、途中で解除できない。
- ⑧ EDHは、打順表の中でその打順が固定されており、多様な交代によってEDHの打順を変えることは許されない。

古希総合優勝決定戦要項

令和8年1月1日

選手登録に関する決まり事

【全選連 新規登録・更新登録】

- ・全選連指定様式で申請する。(システムファイルによる)
- ・申請期限は12月15日厳守とする。
- ・新規登録者は年齢証明書を添付する。
- ・今年度兵選連に途中登録された選手は、翌年度新規登録となる。
- ・※他の新規登録選手同様に年齢証明を添付する。
- ・※予備生は全選連登録は出来ない。
- ・移籍登録者は指定の移籍届書を添付し、全選連登録シートに移籍元チームを記載して申請する。(年齢証明は不要)
- ・※登録料の振込みは12月15日までに指定の金融機関へ全選連登録料のみを振り込む。

【兵選連 新規登録・更新登録】

- ・兵選連指定様式で申請する。(全選連登録システム、エクスセルファイルによる)
- ・申請期限は1月10日厳守とする。
- ・新規登録者は年齢証明書を添付して※印を表記して申請する。

但し、全選連登録の際に新規登録で年齢証明書を添付された選手は不要である。

※昨年度、途中登録された選手は、新規登録ではない。(兵選連は途中で新規登録とされているため)

・移籍選手は指定の移籍届書を添付して△印を表記して申請する。

・年齢資格年月日後1ヶ年以内の者は予備生として○印で申請を行う。

・予備生の年齢証明は不要であるが、翌年は新規登録の為、年齢証明書を添付して申請する。

注) 全選連へ新規・更新登録後、兵選連へ選手登録までの間に移籍をされる選手は

指定の様式にて移籍届を添え移籍選手△印で登録することが出来る。(全選連主催大会の出場は不可)

※兵選連・近選連の登録料の振込みは、指定の金融機関へ1月4日～1月25日の間に振込む。

【兵選連 途中登録】

- ・兵選連指定様式で申請する。
- ・年齢資格は年度毎資格者による。(シーズン中の移籍は認めない)
- ・途中登録選手は同年度の全選連主催の大会には出場できない。
- ・※途中登録選手は6月末までのリーグ戦が7月以降に変更された全ての試合に出場できる。

【その他変更届】

- ・同年度前期6月末までに退会された選手の背番号を途中登録選手が引き継ぐ場合は、「諸変更届:①背番号引継ぎ抹消届」を添えて申請する。
- ・途中登録申請の際、登録済選手が背番号を変更する場合、「諸変更届:②背番号変更届」を添えて申請する。

1. 決定戦の競技ルールについて

- (1) 古希東西リーグの総合優勝決定戦は、各リーグの1位チームが1試合を行い決定する。
- (2) 開催球場は2025年度西リーグ、2026年度東リーグの1位チームの本拠地球場とし、以後東西を交互に繰り返す。
試合前に審判員立会のうえ、攻守を決定する。

(3) 総合優勝決定戦は、兵選連事務局が主管し、審判員は連盟審判部より派遣する。

(4) 試合は7回戦とする。ただし、100分制の時間制限及びコールドゲームは採用しない。

(5) 7回を終わって同点の場合は、9回まで特別延長戦を行う。

【特別延長戦】

- ① 特別延長戦は、一死満塁で継続打順とし、走者は前回の最終打者を一塁走者、二塁・三塁走者は順次前の打者とする。
- ② 特別延長戦は2回までとし、決着のつかない場合は抽選とする。

【抽選】

・最終メンバーによる抽選の○×方式で投手、捕手、・・・の順に行い、○の多い方を勝ちとする。

2. 費用について

- (1) 本試合に必要な経費(球場使用料+審判謝礼金)については、兵選連が負担する。
- (2) 審判担当者への謝礼は6,000円とする。

3. その他

- (1) ボールボーイは本拠地球場のチームで行い、フアウルボールの処理は両チームにて行う。
- (2) 試合用ボール(バルエスボール)は両チームがそれぞれ3個を提供する。